

わたしの街で食べよう・泊まろう
『糸魚川元気応援券 2022』 実施要領

令和4年5月20日

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による宴会や外食等の自粛は、飲食業及び宿泊業への影響が非常に大きく、そのサプライチェーン(卸売業、運輸業、農業・漁業等)にまで売上の減少が波及しています。

糸魚川市及び糸魚川経済団体連絡協議会では、昨年に引き続き『元気応援券』を発行することで景気回復の一助となるよう本事業を行います。

2. 事業主体(主催)

糸魚川元気応援券事業(以下「本事業」といいます。)は、糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会)が、糸魚川市から補助金を受けて実施します。

3. 本事業の概要

- (1) 糸魚川元気応援券(以下「本券」といいます。)の発行総額は9千万円です。1冊3,000円分を3万冊発行。
- (2) 本券は、1冊3,000円分を2,000円で販売いたします(500円券2枚、1,000円券2枚)。50%プレミアム。
- (3) 本券は、市民限定(市内企業への通勤者、通学者を含みます。(以下「市民等」といいます。))で販売します。
- (4) 本券の購入限度額は、1世帯10冊(本券30,000円分)までです。

4. 本券が使える店、事業所

- (1) 本券は、下記に該当する業種等であって、感染防止対策を十分行っている店舗、事業所で使用できます。
 - ① 飲食店、専門料理店、バー、スナック、喫茶店等(必要に応じて保健所の飲食店営業許可を提出してもらうことがあります。)。テイクアウト、デリバリーも対象となります。
 - ② タクシー、代行運転
 - ③ 宿泊業
 - ④ 旅行業(北陸信越地方の旅行に限ります)
- (2) 複数のサービスが一体となっている事業については、(1)に該当する店舗等においてのみ使用できます。

例) 会議と懇親会を行う場合は、懇親会の部分について本券が使用できます。

5. 使用期間

- (1) 本券の使用期間は、令和4年8月1日(月)から令和4年11月30日(水)までとします。
- (2) 新型コロナウイルスの感染状況等により、使用を一時休止したり、使用期間が変更となることがあります。

6. 本券の販売方法

- (1) 本券は次の要領で販売します。
 - ① ハガキによる事前申込み方式とします。購入申込期間は、6月24日(金)から7月13日(水)までです。(消印有効)
 - ② 事業案内兼申込書(ハガキ)は、6月24日号糸魚川市おしらせばんに折込みします。事業案内兼申込書(ハガキ)は、本券販売所にも設置します。官製ハガキでも申込み

できます。

- ③運営事務局は、購入申込みを受付けた際は受付通知を送付します。住所、氏名や申込内容に誤りがあった場合は訂正の連絡をしてください。申込ハガキ投函後、2週間しても受付通知が送付されない場合は運営事務局にお問い合わせください。
- ④申込締切日以降申込み状況を確認した上で、申込者に購入決定通知書兼購入申込書(以下、購入申込書といいます。)を送付します。
申込希望が発行予定数を上回った場合は、抽選または購入冊数の調整等により決定します。
- ⑤購入申込書を受け取った人は、8月1日(月)～8月31日(水)までの間に、本券販売所に持参して本券を購入してもらいます。本券販売所は、次の施設を予定しています。
・糸魚川商工会議所 ・糸魚川タウンセンター(株)(ヒスイ王国館2階事務所)・糸魚川市商工観光課 ・能生商工会 ・マリンドリーム能生 ・青海町商工会
- ⑥本券が使える店一覧は、糸魚川市おしらせばん6月24日号に折込して配布します。

7. 本券使用上の注意

- (1)本券は、使用期間内の飲食代金等の支払いに使用できます。8月1日以前に飲食等を行ったものの支払いには使用できません。
- (2)本券で支払いする場合、つり銭は出ません。
- (3)換金性の高い、他の食事券等の購入、プリペイドカードや電子マネーのチャージ等には使用できません。
- (4)新型コロナウイルスの感染状況によっては、使用を一時休止したり、使用期間を変更することがあります。その場合は、市広報や参加店の店頭などで告知します。

8. 参加店の募集

- (1)参加店の条件
 - ・本券の参加店となることができる者は、次のいずれにも該当する事業者です。
 - ①糸魚川市内に店舗、事業所等を有し、前項「4. (1)本券が使える店、事業所」に該当する事業を行うもの。
 - ②新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施していること。
 - ・上記の資格を満たす事業者であって、参加申込書兼誓約書を提出し運営事務局が参加店として認めたもの。
 - ・参加する事業者には、【別記1】に掲げる事項を遵守することを誓約した上で参加申込みをしていただきます。
- (2)参加料等
 - ・本券事業への参加料は無料です。
 - ・本券回収券の換金時における取扱手数料並びに振込手数料の参加店負担はありません。全額、主催者が負担します。
- (3)参加店申込み
 - ・令和4年6月6日(月)までに最寄りの商工会議所、商工会へ参加店申込書兼誓約書を提出してください。ファクシミリも可。
 - ・申込締切日(6月6日)以降でも、随時参加店になることができますが、6月24日に発行する参加店チラシに店名が掲載されませんのでご了承ください。
 - ・参加店一覧は、随時、糸魚川商工会議所と糸魚川市のホームページに更新して掲載します。
 - ・参加店案内、実施要領、参加申込書兼誓約書は、糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会及び糸魚川市商工観光課に備えてあります。また、糸魚川商工会議所、糸魚川市ホームページからもダウンロードできます。

9. 参加店に対する注意事項

- (1) 飲食、サービスの提供等の商行為を行わない使用は、換金いたしません。また、本券の不正使用、不正行為が発覚した場合は参加店資格を取り消しするとともに、回収券の換金をいたしません。
- (2) 本券を回収した場合は、直ちに裏書き(回収日、店名の記入。ゴム印等も可)をしてください。1度使用された本券を再度使用することはできません。
- (3) 本券ではつり銭を出す必要はありません。

10. 本券の換金と取扱い

- (1) 参加店が回収した本券については、次の要領で換金いたします。
 - ① 回収した本券(以下「回収券」といいます。)は、【別記3】に記載する持込〆切日までに最寄りの商工会議所、商工会に換金請求書と共に提出してください。換金請求書用紙は後日、参加店に送付します。
 - ② 商工会議所、商工会では、回収券の枚数を確認した上で受領書を交付します。後日、振込日に指定口座に銀行振込で支払いたします。
 - ③ 回収券は、必ず綴りから切り離し、100枚ごとに輪ゴムでとめて提出してください。ホチキスは使用しないでください。
 - ④ 誤計算防止のため、回収券の持込みは持込締切日までに1回にまとめてご提出ください。

11. その他

- (1) 参加店チラシでは、店名を地域ごとに、五十音順で掲載します。
- (2) 本券事業の実施に合わせて、各店舗や同業組合等で本券を活用したオリジナルサービスや共同企画の実施、割引券の配布やポイントカードなどでリピーターを増やすような取り組みを是非、ご検討ください。

【主催者、問合せ先】

糸魚川経済団体連絡協議会

糸魚川商工会議所 ☎025-552-1225 糸魚川市寺町 2-8-16

能生商工会 ☎025-566-2244 糸魚川市大字能生 1941-7

青海町商工会 ☎025-562-2352 糸魚川市大字寺地 2153

【別記1】 誓約事項

1. 私は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の反社会的勢力ではありません。
2. 私は、本事業に参加するに当たり、暴力的な要求行為、法外な請求、脅迫、法律違反等、本事業の信用を損なうような行為はいたしません。また、主催者並びに糸魚川市、他の参加店に迷惑となる行為はいたしません。
3. 私は、本事業の実施可否等、運営事務局からの連絡を常に受け取られる状態としています(E-mail または FAX)。また、実施可否の連絡を受けた際には直ちにその指示に従います。
4. 私は、店内の感染防止対策を確実に実施すると共に【別記2】社員並びに顧客に感染者を出さないよう最大限努めます。万が一、私の店が原因で感染者を出した場合は、その時点で本券事業の全体を中止することとなり、主催者並びに糸魚川市、他の参加店に多大な損害を与えることを十分に認識して行います。また、そのような事態となった場合は店名等を公表されても異議はありません。
5. 私は、社員並びに顧客に感染者または感染が疑われる者が発生した場合は、直ちに保健所へ連絡し、事後の指示を受けると共に真摯に対応いたします。
6. 私は、感染防止対策を行わずに営業をしていたことや本券の使用に当たって不正行為があったことなどが確認された場合は、本券事業の参加店資格を取り消されても異議ありません。

【別記2】 感染防止対策の例

◎店内の消毒の徹底 ◎従業員のマスク着用、手洗いの励行 ◎(お客様用の)消毒液の設置 ◎(お客様への)検温の実施 ◎飛沫防止シートの設置 ◎仕切り板等の設置 ◎お客様同士の距離をとる、離れて座ってもらう ◎対面ではなく横並びで座る

【別記3】 回収券の持込〆切日と振込日

回数	持込〆切日	振込日	受付窓口、時間
第1回換金	8/10(水)	8/15(月)	糸魚川商工会議所 能生商工会 青海町商工会 いずれも、平日の 午前9時～午後4時 最終持込〆切日(12/7)以降は 換金できなくなりますのでご注意ください。
第2回換金	8/24(水)	8/29(月)	
第3回換金	9/7(水)	9/12(月)	
第4回換金	9/21(水)	9/26(月)	
第5回換金	10/5(水)	10/11(火)	
第6回換金	10/19(水)	10/24(月)	
第7回換金	11/2(水)	11/7(月)	
第8回換金	11/16(水)	11/21(月)	
第9回換金	11/30(水)	12/5(月)	
第10回換金 (最終)	12/7(水)	12/12(月)	

《お願い》

上記、各回の持込〆切日とその前日(火曜日と水曜日)にシルバー人材センターにお願いして回収券受付担当者を配置しています。できるだけ持込〆切日またはその前日にお持込みくださいますようお願いいたします。